

輪島市監査公表第23号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月19日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月12日（水）地方創生推進室

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○「がんばる輪島応援推進事業（ふるさと納税）」は、昨年度に引き続き、積極的な取り組みがなされている。寄附額目標達成のため、返礼品の拡充に創意工夫を凝らしているが、昨年度は、「まれ効果」もあり寄附金額別にみると輪島塗が上位を占めた。今年度は、市漁協と協力しながら、輪島ブランドの「フグ」を年末から来年にかけての返礼品として商品開発を行い、「輪島の味」として米や海産物と共に広く全国に発信していく取り組みがなされている。これらは、輪島市のPRとなると同時に、市内の第1次産業生産者の経済効果にも繋がっている。尚、返礼品発送において、特に生鮮品を取り扱う場合、クレームが出ないよう細心の注意をはらっていただくよう指導していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。